(趣旨)

- 第1条 この規程は、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税 滞納整理機構条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (要配慮個人情報)
- 第2条 条例第2条第2項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
  - (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
    - イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)にいう精神障害 (発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、 イに掲げるものを除く。)
    - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定め るものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
  - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
  - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第3条 条例第 11 条第1項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定める ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
  - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(議会への報告等)

- 第4条 議長は、条例第11条第1項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を 知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把 握しているものに限る。次項において同じ。)を報告しなければならない。
  - (1) 概要
  - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
  - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
  - (4) 原因
  - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
  - (6) 本人への対応の実施状況
  - (7) 公表の実施状況
  - (8) 再発防止のための措置
  - (9) その他参考となる事項
- 2 議長は、前条各号に定める事態を知ったときは、直ちに、当該事態が生じた旨を住民に公表し、及び前項の規定により議会に報告した後、その旨及び報告内容の概要を住民の閲覧に供するとともに、住民からの問い合わせ等に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(本人に対する通知)

第5条 議長は、条例第11条第2項本文の規定による通知をする場合には、第3条各号に定める 事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必 要な範囲において、前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通 知しなければならない。

(電磁的方法)

- 第6条 条例第16条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
  - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
  - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる 電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をい う。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第17条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
  - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
  - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
  - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止する ために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第8条 条例第18条第1項第9号の議長が別に定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 保有個人情報を取り扱う事務(以下この条において「個人情報取扱事務」という。) を開始

した日(全部が変更された後の個人情報取扱事務にあっては、当該変更後の個人情報取扱事 務を開始した日)

- (2) 個人情報取扱事務の一部を変更したときはその変更をした日
- (3) 個人情報取扱事務を廃止(全部の変更を含む。)したときはその廃止した日
- (4) 取り扱う保有個人情報を利用目的以外の目的のため自ら利用する場合における当該利用に 係る個人情報取扱事務の名称
- (5) 取り扱う保有個人情報を提供する場合におけるその経常的な提供先の名称
- (6) その他必要な事項
- 2 条例第 18 条第 1 項の個人情報取扱事務登録簿は、個人情報取扱事務ごとに作成する個人情報 取扱事務登録簿(単票)(様式第 1 号)の集合物とする。

(開示請求書)

- 第9条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第16条の規定により議長が別に定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができる。
  - (1) 求める開示の実施の方法
  - (2) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
  - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第 20 条第 1 項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第 2 号)によるものとする。

(開示請求における本人確認手続等)

- 第 10 条 開示請求をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
  - (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
  - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定に かかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
  - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 条例第19条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、 委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限 る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 前項の委任状は、委任状(様式第3号)によるものとする。
- 5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を 喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (開示決定の際に通知すべき事項)
- 第11条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
  - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
  - (3) 写しの交付により保有個人情報の開示を実施する場合における当該写しの交付に要する費用
  - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
  - (5) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
- 2 開示請求書に、第9条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第25条第 1項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める事項とする。
  - (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項 (開示決定等に係る通知)
- 第12条 条例第25条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
  - (1) 条例第 25 条第 1 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第 4 号)
  - (2) 条例第 25 条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(様式第 5 号)

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第 13 条 条例第 26 条第 2 項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報 開示決定等期限延長通知書(様式第 6 号)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第14条 条例第27条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開

示決定等期限特例延長通知書(様式第7号)によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第 15 条 議長は、条例第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 開示請求の年月日
  - (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第28条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意 見照会書(様式第8号)によるものとする。
- 4 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 第2項各号に掲げる事項
  - (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 5 条例第28条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書 (様式第9号)によるものとする。
- 6 条例第 28 条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第10号)を提出して行うものとする。
- 7 条例第 28 条第 3 項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書(様式第 11 号)によるものとする。
- (保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施の方法) 第 16 条 条例第 29 条第 1 項の規定により議長が定める保有個人情報が電磁的記録に記録されて いる場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法については、次の各号に掲げる電磁的 記録の区分に応じ、当該各号に定める方法のうちから、議長が別に定めるものとする。
  - (1) 音声データ 次のいずれかの方法
    - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
    - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体(電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この 条において同じ。) に複製したものの交付
  - (2) 映像データ (写真等を表示する画像データを含む。) 次のいずれかの方法
    - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴(写真等を表示する画像データ にあっては、用紙に出力したものの閲覧を含む。)
    - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの(写真等を表示する画像データにあっては、用紙に出力したものを含む。)の交付
  - (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法
    - ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
    - イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付
    - ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第29条第3項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第 29 条第 3 項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方 法等申出書(様式第 12 号)によるものとする。
- 3 第 11 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当する旨の条例第 25 条第 1 項の規定による通知があった場合において、第 9 条第 2 項各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第 29 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付及び送付に要する費用)

- 第 18 条 条例第 31 条第 2 項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、長野県地方税滞納整理機構情報公開条例施行規則(平成 23 年長野県地方税滞納整理機構規則第 3 号)の例によるものとする。
- 2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあっては現金により、 写しの送付の方法による開示の実施にあっては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しな ければならない。
- 3 条例第 31 条第 2 項の規定により写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用を納める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(訂正請求書)

- 第 19 条 条例第 33 条第 1 項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第 13 号) によるものとする。
- 2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な 資料を添付することができる。

(訂正請求における本人確認手続等)

- 第20条 第10条 (第4項を除く。) の規定は、訂正請求について準用する。
- 2 前項において準用する第 10 条第 3 項の委任状は、委任状 (様式第 14 号) によるものとする。 (訂正決定等に係る通知)
- 第 21 条 条例第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定による訂正決定等に係る通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
  - (1) 条例第 35 条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有 個人情報訂正決定通知書(様式第15号)
  - (2) 条例第 35 条第 2 項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保 有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第 16 号)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第22条 条例第36条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報 訂正決定等期限延長通知書(様式第17号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第 23 条 条例第 37 条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 18 号)によるものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第24条 条例第38条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、 提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書(様式第19号)によるものとする。

(利用停止請求書等)

- 第 25 条 条例第 40 条第 1 項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第 20 号) によるものとする。
- 2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が条例第39条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

(利用停止請求における本人確認手続等)

- 第26条 第10条 (第4項を除く。) の規定は、利用停止請求について準用する。
- 2 前項において準用する第 10 条第 3 項の委任状は、委任状 (様式第 21 号) によるものとする。 (利用停止決定等に係る通知)
- 第27条 条例第42条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等に係る通知は、次の各号に 掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。
  - (1) 条例第 42 条第 1 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 22 号)
  - (2) 条例第 42 条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の 決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第 23 号)

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知)

第28条 条例第43条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第24号)によるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知)

第29条 条例第44条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第25号)によるものとする。

(諮問をした旨の通知書)

第30条 条例第46条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書(様式第26号)によるものとする。

(条例の施行状況の報告時期及び公表方法)

第31条 議長は、前年度分の条例の施行の状況を取りまとめ、毎年の8月定例会に報告し、その 概要をインターネットその他適切な方法により公表するものとする。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 個人情報取扱事務登録簿(単票)

個人情報取扱事務の名称	
個人情報取扱事務をつかさどる組織 の名称	
個人情報取扱事務の目的又は概要	
取り扱う個人情報の対象者の範囲及 び人数	
取り扱う個人情報の項目	
取り扱う個人情報の取得先	
取り扱う個人情報の利用目的以外の 目的のための自らの利用又は提供の 有無	
取り扱う個人情報の保存の形態及び 処理の委託の有無	
個人情報取扱事務で用いる長野県地 方税滞納整理機構議会の公文書の名 称	
備考	

## 保有個人情報開示請求書

	年	月	日
長野県地方税滞納整理機構議会議長様			
(ふりがな)			
氏 名			
住所又は居所			
⊤Tel	(	)	
長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞	納整理	機構条	例第
3号)第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求	さします	0	
記			
1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)			
2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)			
2 水のる開かの美旭ガ伝等 <u>(本欄の記載は伝息とす。)</u> ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方	法及び	希望日	を記
載してください。	12.20	.,,	<u> </u>
ア 事務所における開示の実施を希望する。			
<実施の方法> □閲覧 □写しの交付			
□その他(			)
<実施の希望日> <u>年 月 日</u>			
ウ 写しの送付を希望する。			
<b>ラープロッと用土アル。</b>			
3 本人確認等			
ア 開示請求者 □ 本人 □法定代理人 □任意代理人			
イ 請求者本人確認書類			
□運転免許証  □健康保険被保険者証  □四人乗日本・バスは休日ません転去・バスは休日ませんが			
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされるタ	시도기 1	×43.57.11	H圭
□その他(	7四八3	工政化可正り	) 1阜
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください	١,		,
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載		ください	ر <sub>°</sub> )
(ア) 本人の状況 □未成年者( 年 月 日生)	□成年	被後見	人
□任意代理人委任者			
(ふりがな) (イ) 本人の氏名			
(ウ) 本人の住所又は居所			_
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提	出して	くださ	<u>ー</u>
請求資格確認書類  □戸籍謄本 □登記事項証明書  □その	他(		)

□委任状 □その他(

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類

#### (説明事項)

#### 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

#### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書の名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

#### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、電子情報処理組織を使用した開示の実施又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は議長の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

#### 4 本人確認書類等

#### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例施行規程第10条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

#### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

#### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類 (ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、 委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書 (ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

# 委 任 状

	(代理人)	住		所	
		氏		名	
	上記の者を	代理力	人と定め	り、下記	の事項を委任します。
					記
1	個人情報	みの開え	た請求を	と行う権	[限
2	開示決定	三等の其	別限を到	延長した	旨の通知を受ける権限
3	開示決定	三等の其	別限の特	<b></b>	を適用した旨の通知を受ける権限
4	開示請求	えに係る	る個人情	青報の全	<ul><li>部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求</li></ul>
	に係る個人	情報の	全部を	と開示し	ない旨の決定通知を受ける権限
5	開示の集	<b>尾施の力</b>	方法その	)他議会	規程で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
		年	月	日	
	(委任者)	住		所	
		氏		名	印
		連絡先	七電話者	香号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
  - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
  - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 号 年 月 日

(開示請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

## 保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納

	思機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第25条第1	項
の規	記定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。 ***	
1	開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)	
2	不開示とした部分とその理由	
_	PAGE OF THE PAGE O	
*	この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定がある。	
	たことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請	
	をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります	
	また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の	規
	定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告とて(活動に対して見取り地大税滞納整理機構議会を被告と	
	て(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴 を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決	
	の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上	記:
	の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分	·0)
	取消しの訴えを提起することができます。	
3	開示する保有個人情報の利用目的	
4	開示の実施の方法等(説明事項をお読みください。) 「(1) 関ラの実施の大法等	
	(1) 開示の実施の方法等	
	(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所	
	期間:月日から月日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)	
	時間:	
	場 所:	
	(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合	
	(4) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費	ł
	用	
	<本件連絡先> 長野県地方税滞納整理機構議会事務局	
	文野 宗地 力 忧	

#### (説明事項)

#### 1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の二週間前には当方に届くように提出願います。

また、写しの交付又は写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、写しの作成又は写しの送付に要する費用負担が必要となります。

#### 2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「%」をお読みください。

#### 3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。なお、写しの交付を希望された場合は、別途お知らせする写しの作成に要する費用が必要になります。
- (2) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合は、電子証明書等による本人確認手続が必要となりますので、認証局など認証が可能な電子契約サービスを利用し、所要の手続をしてください。
- (3) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を送付してください。その際、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用を別紙にてお知らせする額・方法で納付した上で、その納付済証(領収書)のコピーを申出書の裏面に貼付してください。

#### 4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第25条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理 由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告として(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

様式第6号(第13条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第26条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情 報の名称等						
延長後の期間	日	(開示決定等の期限	在	Ē	月	日)
延長の理由						

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

様式第7号(第14条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第27条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情 報の名称等	
条例第 27 条の規定 (開示決 定等の期限の特例) を適用す る理由	
残りの保有個人情報につい て開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

 第
 号

 年
 月

 日

(第三者利害関係人) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

## 意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、 同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いしま す。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情 報の名称等				
開示請求の年月日	年	J	月日	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容				
意見書の提出先	部課室名:連絡先:			
意見書の提出期限	年	J	月月	

<本件連絡先>

長野県地方税滯納整理機構議会事務局

 第
 号

 年
 月

 日

(第三者利害関係人) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第20条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、 同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いしま す。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情 報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又 は第2号の規定の適用区分 及びその理由	適用区分 □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	部課室名: 連絡先:
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

担当者: 電 話: FAX:

e-mail:

連絡先

# 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

	年 月 日
長野県地方税滞納整理	幾構議会議長 様
	(ふりがな)         氏       名         (法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)
	住所又は居所 〒
年 月 を提出します。	(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地) 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見
	記
開示請求に係る保 有個人情報の名称 等	
開示に関しての御意見	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由

#### (説明事項)

#### 1 「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか 該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的理由について記載してください。

#### 2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

#### 3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

#### 長野県地方税滞納整理機構議会事務局

担当者:	(内線:	)
電 話:		
FAX:		
o-mail ·		

 第
 号

 年
 月

 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第28条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等				
開示することとした理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告として(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

### 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年	月	日

長野県地方税滞納整理機構議会議長 様

(ふりがな)				
氏 名				
住所又は居所				
〒		Tel	(	)

長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第29条第3項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付:

文書番号:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有 個人情報の名称等		実 施 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )	)
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ( )	)
	(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )	)

- ※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成等に要する費用の納付が必要になります。
- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 · 午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有 : 写しの送付に要する費用の額 円 無

※ 写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の納付が必要になります。

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

# 保有個人情報訂正請求書

長野県地方税滞納整理機構議会議	長様	年	月	日
(ふりがな) 氏 名				
住所又は居所 〒	Tel	(	)	
長野県地方税滞納整理機構議会	個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞 づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求	持納整理	!機構条	
	記			
訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日			
開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定通知書の日 付: 年 文書番号: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	月 報の名和	日 称等	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)			
1 訂正請求者 □ 本				
2 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険 □個人番号カード又は住民基 □在留カード、特別永住者証 □その他(		]人登録	 証明書 )	
ア 本人の状況 □未成年 □任意代 (ふりがな) イ 本人の氏名	又は任意代理人が請求する場合にのみ記載し 者 (年月日生)□成年 理人委任者	てくだと被後見		
			さい。)	
	、次の書類を提出してください。	·		

#### (説明事項)

#### 1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
  - 3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本条例により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(条例第32条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、条例第30条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けた もの(条例第32条第1項第2号)
- 4 「訂正請求の趣旨及び理由」
  - (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、条例第32条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

#### 6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例施行規程第20条第1項において準用する同規程第10条(第4項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

# 委 任 状

	(代理人)	住		所	
		氏		名	
	上記の者を	代理ノ	人と定る	め、下記	の事項を委任します。
					記
1	個人情報	みの訂正	E請求	を行う権	i限
2	訂正決定	三等の非	明限を発	延長した	旨の通知を受ける権限
3	訂正決定	三等の非	関限の特	特例規定	を適用した旨の通知を受ける権限
4	訂正請求	えに係る	る個人	情報を訂	正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報
	を訂正しな	い旨の	の決定	通知を受	ける権限
		年	月	日	
	(委任者)	住		所	
		氏		名	印
		連絡気	七電話者	番号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
  - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
  - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第35条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理 由	(訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告として(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

長野県地方税滯納整理機構議会事務局

第 号年 月 日

(訂正請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
訂正をしないこととした理 由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告として(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

担当者: 電 話: FAX:

e-mail:

様式第17号(第22条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第36条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等				
延長後の期間	日(訂正決定等の期限	年	月	日)
延長の理由				

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

様式第 18 号 (第 23 条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第37条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情 報の名称等	
条例第37条の規定(訂正決定 等の期限の特例)を適用する 理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

 第
 号

 年
 月

 日

(他の行政機関の長等) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

## 提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

(他の行政機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人 情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正西南)
備考	

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

請求資格確認書類

# 保有個人情報利用停止請求書

長野県地方税滞納整理機構議会議	長様	年	月	日
(ふりがな) 氏 名				
住所又は居所	Tel	(	)	
長野県地方税滞納整理機構議会	個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞 づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を 記	納整理	機構条	
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日			
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日 付: 年 文書番号: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	月 報の名利	日	
利用停止請求の趣旨及び理由	<ul><li>(趣旨)</li><li>□第1号該当 → □利用の停止 □消号</li><li>□第2号該当 → 提供の停止</li><li>(理由)</li></ul>	±		
4 利田信司建上北 □				
□在留カード、特別永住者証 □その他(	本人 □法定代理人 □任意代理人 被保険者証 本台帳カード(住所記載のあるもの) 明書又は特別永住者証明書とみなされる外国 こは、加えて住民票の写し等を添付してください。	人登録	証明書	
ア 本人の状況 □未成年 □任意代 イ 本人の氏名	又は任意代理人が請求する場合にのみ記載し 者 (年月日生)□成年 理人委任者	-	_ ,	
請求資格確認書類	、次のいずれかの書類を提示し、又は提出し 「籍謄本 □登記事項証明書 □その他( 、次の書類を提出してください。	-	さい。	

□その他(

□委任状

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」という。)による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、 住所又は居所及び電話番号を記載してください。

- 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」
  - 3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。
- 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本条例により保有個 人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(条例第32条第1項第1号)
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、条例第30条第1項の法令又は他の条例の規定により開示を受けた もの(条例第32条第1項第2号)
- 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」
  - (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してくださ い。

ア 「第1号該当」には、条例第39条第1項第1号アに該当する(条例第4条第2項の規定(個人情報の保有制限)に違反して保有されているとき、条例第6条の規定(不適正な利用の禁止)に違反して取り扱われているとき、条例第7条の規定(適正取得)に違反して取得されたものであるとき又は条例第12条第1項及び第2項若しくは第13条第1項及び第2項の規定(目的外利用制限)に違反して利用されているとき)と考えるとき、又は条例第39条第1項第1号イに該当する(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第20条の規定(収集又は保管制限)に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定(特定個人情報ファイルの作成制限)に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき)と考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、条例第12条第1項及び第2項又は第13条第4項の規定(目的外提供制限)に違 反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、条例第32条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

- 6 本人確認書類等
  - (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例施行規程第26条第1項において準用する同規程第10条(第4項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

- (注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
- (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

# 委 任 状

	(代理人)	住		所	
		氏		名	
	上記の者を	:代理/	くと定め	り、下記	この事項を委任します。
					記
1 2 3	利用停止	ニ決定等 ニ請求に 青報を利	等の期限 に係る値	艮の特例 固人情報 上しない	fう権限  規定を適用した旨の通知を受ける権限 最を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に     旨の決定通知を受ける権限
	(委任者)	住		所	
		氏		名	<u> </u>
		連絡先	七電話番	\$号	

- (注) 以下のいずれかの措置をとってください。
  - ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付する。
  - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 号年 月 日

(利用停止請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長野県地方税 滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第42条第 1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告として(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

長野県地方税滯納整理機構議会事務局

第 号年 月 日

(利用停止請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長野県地方税 滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第42条第 2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、長野県地方税滞納整理機構議会を被告として(訴訟において長野県地方税滞納整理機構議会を代表する者は、議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

様式第24号(第28条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長野県地方税 滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第43条第 2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等				
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限	年	月	日)
延長の理由				

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

様式第25号(第29条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

(利用停止請求者) 様

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、長野県地方税 滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第44条の 規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個 人情報の名称等	
条例第 44 条の規定(利用停止 決定等の期限の特例) を適用 する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

長野県地方税滞納整理機構議会事務局

〔様式第 26 号 (第 30 条関係)〕

 第
 号

 年
 月

 日

長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会 御中

長野県地方税滞納整理機構議会議長

### 諮 問 書

長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例(令和5年長野県地方税滞納整理機構条例第3号)第25条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第46条第1項の規定に基づき諮問します。

#### (別紙)

1 審査請求に係る保有個 人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決 定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号
(開示決定等の種類)	(2) 開示決定等をした者
□開示決定	(3) 開示決定等の概要
□一部開示決定 (該当不開示条項)	
□不開示決定	
(該当不開示条項)	
3 審查請求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し)
	② 保有個人情報開示決定通知書(写し)又は保有個人情報不 開示決定通知書(写し)
	③ 審査請求書(写し)
	④ 理由説明書
	⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書 第 (ア1)
	等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名	
電話番号、FAX番号、	
メールアドレス、住所等	

- (注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。 また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(長野県地方税滞納整理機構議会個 人情報保護条例第21条各号、第24条又は文書不存在)を記載すること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが 適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記 述すること。
- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、長野県地方税滞納整理機構議会個人情報保護条例第26条第2項又は第27条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。